

議第127号

呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年呉市条例第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の8の2第1項に規定する条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(設備の基準に関する経過措置)
- 2 平成27年4月1日において現に存する放課後児童健全育成事業を行う場所（同日以後に増築され、又は全面的に改裝されたものを除く。）については、当分の間、省令第9条第2項に定める基準は適用しない。
(支援の単位に関する経過措置)
- 3 平成27年4月1日において現に存する放課後児童健全育成事業を行う場所において、放課後児童健全育成事業の利用を希望する児童の数その他やむを得ない特別の理由により、省令第10条第4項に定める基準を適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、同項に定める基準によらないことができる。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。